資料3

地方独立行政法人大阪市民病院機構役員報酬等の基準（案）

・年俸の額は、下記の額を超えない範囲内で理事長が定める
・上記にかかわらず、業績年俸の額は、評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての貢献度を総合的に勘案して理事長が決定し、±20％の範囲内で増額、減額できる

役員名	報酬等の種類	役員報酬の額等	備考
理事長（常勤）	年　　俸	20,000,000 円	理事長が定める
	月例年俸（年額）	13,920,000 円	月額　1,160,000 円
	業績年俸（年額）	6,080,000 円	（20％の範囲内で増減）
	通勤手当	職員の例による	
	退職手当	月例年俸の額の 12 分の 1×在職月数×10/100×84/100	
副理事長（常勤）	年　　俸	15,000,000 円	理事長が定める
	月例年俸（年額）	10,500,000 円	月額　875,000 円
	業績年俸（年額）	4,500,000 円	（20％の範囲内で増減）
	通勤手当	職員の例による	
	退職手当	月例年俸の額の 12 分の 1×在職月数×10/100×84/100	
理事（常勤）	年　　俸	12,000,000 円	理事長が定める
	月例年俸（年額）	8,400,000 円	月額　700,000 円
	業績年俸（年額）	3,600,000 円	（20％の範囲内で増減）
	通勤手当	職員の例による	
	退職手当	月例年俸の額の 12 分の 1×在職月数×10/100×84/100	
監事（非常勤）	基本報酬	日額　40,000 円	
	交通費	勤務日数に応じた通勤に要する費用相当額	
その他の役員（非常勤）	基本報酬	日額　40,000 円	
	交通費	勤務日数に応じた通勤に要する費用相当額	